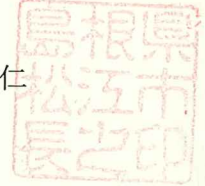


松江市告示第 114 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

テルウェル西日本株式会社

大阪府大阪市天王寺区清水谷町 2 番 3 7 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入

松江駅東駐輪場及び松江駅西駐輪場における場内放置自転車等並びに市内放置自転車等の撤去保管経費

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和 8 年 4 月 1 日